

平成30年度
第29回人工知能研究助成要綱

平成30年5月29日
公益財団法人人工知能研究振興財団

1. 助成研究の適格要件

次の各号の要件を満たすものとします。

- (1) 産業技術の高度化に寄与する研究であること
- (2) 研究を実施する者（研究実施者）が、研究を計画に従って遂行するに足る能力を有すること
- (3) 研究の計画及び方法が目的を達成するために適切であり、かつ、十分な成果を期待し得るものであること

2. 研究テーマ

人工知能及び関連技術分野（人工知能を活用した情報処理技術、情報通信技術等）の高度化に関する調査、研究及び開発（以下、「研究」という。）であって、次の各号に掲げるものとします。

- (1) 産業・環境分野における技術高度化並びに生産性改善のための人工知能及びその利用技術に関する研究
- (2) 医療・介護・教育・経済・法律等の知的支援に関する研究
- (3) ヒューマンインタフェース、エンタテインメント、感性情報処理の高度化に関する研究
- (4) ロボットの感覚・運動・思考・知能・感情・インタラクション等に関する研究
- (5) インターネット、モバイルシステムの知的な利用法に関する研究
- (6) その他、人工知能の基礎及びその利用技術等に関する研究

3. 研究助成金の限度額

100万円

4. 助成研究募集期間

平成30年7月1日～平成30年9月30日

5. 研究助成金の交付決定

平成30年12月3日

6. 研究助成の対象となる経費

研究開発に要する機械器具装置・備品費（賃借料を含む。）、図書等資料購入費、材料・消耗品費、旅費、技術指導謝金等であって、研究者本人の人件費（給料等）以外の経費とします。

7. 研究完了期日

研究助成金交付後2年以内

8. 助成研究の審査・決定方法

- (1) 当財団の審査委員会において、応募者から提出された研究助成金交付申請書により、厳正に審査し決定します。なお、企業以外の者の研究については、「産業界との共同研究」であることを配慮事項とします。
- (2) 助成額は、審査委員会の審査結果に基づき決定します。

9. 研究助成金の交付

- (1) 研究助成金の交付は、研究実施者と協議のうえ、前払い、分割払い又は清算払いの方法により行います。
- (2) 交付された助成金は、研究の成功不成功に係わらず、その返還を求めないこととします。ただし、助成研究実施計画書に記載した研究が実施されなかった場合及び、研究実施者が当財団の規程等に違反した場合には、研究助成金の一部又は全部を返還していただくことがあります。

10. 助成研究完了報告等

- (1) 助成研究が完了したときは、研究完了の日から起算して30日以内に完了報告書を提出してください。
- (2) 助成研究が当財団の会計年度をまたがるときは、毎年3月31日現在の研究の進捗状況を、4月30日までに報告してください。
- (3) 助成研究計画を変更又は中止しようとするときは、当財団に届け出のうえ、指示を受けてください。

11. 助成研究成果の帰属

助成研究によって取得された産業財産権は、研究実施者に帰属することとします。ただし、特許権、実用新案権または意匠権を取得したときは、速やかにその旨を当財団に届け出てください。

12. 助成研究の成果の発表

- (1) 研究の成果は、当財団の機関誌等への掲載及び講演会、研究成果発表会等において発表していただくことがあります。
- (2) 研究実施者は、助成研究の成果を学会等に発表（学会誌等への掲載を含む。）する場合には、当該研究が当財団の助成を受けて実施したものである旨を明示するとともに、その結果を、関係資料（掲載学会誌等）を添えて、報告してください。